

草津市指定管理者制度における 賃金スライド制度運用の手引き (案)

令和6年 月

草津市 総合政策部 経営戦略課

目次

目的・趣旨	1
第1章 賃金スライド制度の概要.....	2
1 制度の概要.....	2
2 対象施設.....	2
3 導入時期等.....	2
4 対象者	2
5 対象経費.....	3
6 適用する指標等	3
7 主な手続.....	4
第2章 賃金スライド制度の運用	5
1 運用スケジュール.....	5
2 その他.....	6

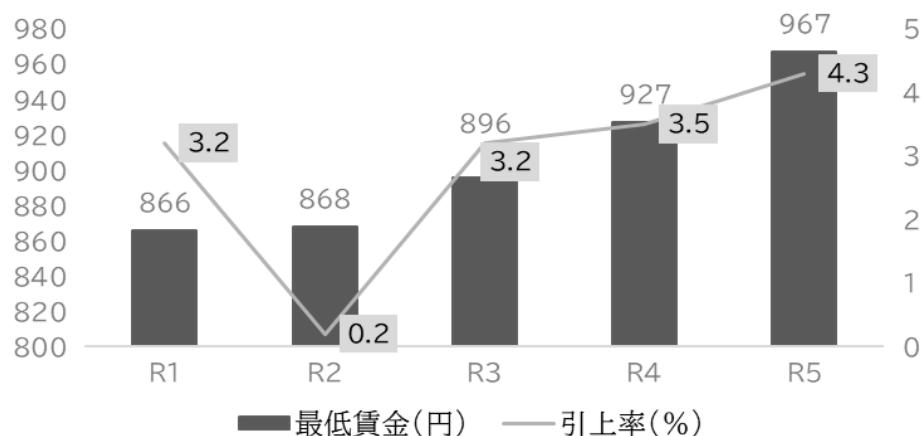
目的・趣旨

近年、滋賀県の最低賃金は、上昇している状況が続いている。指定管理者制度において、今後の人件費の高騰が、民間事業者等の参入リスクの上昇や、指定管理者の業務履行の質の低下を招くおそれがあることから、指定期間中に生じる大幅な賃金水準の変動に係る対応が求められている。

このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み(賃金スライド制度)を導入する。

本手引きは、賃金スライド制度の運用に当たっての考え方や、手続の流れ、内容等について整理したものである。

■【参考】滋賀県最低賃金の推移(出所:厚生労働省)



■【参考】令和5年4月25日付総行行第172号 総務省自治行政局長通知

「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(抜粋)

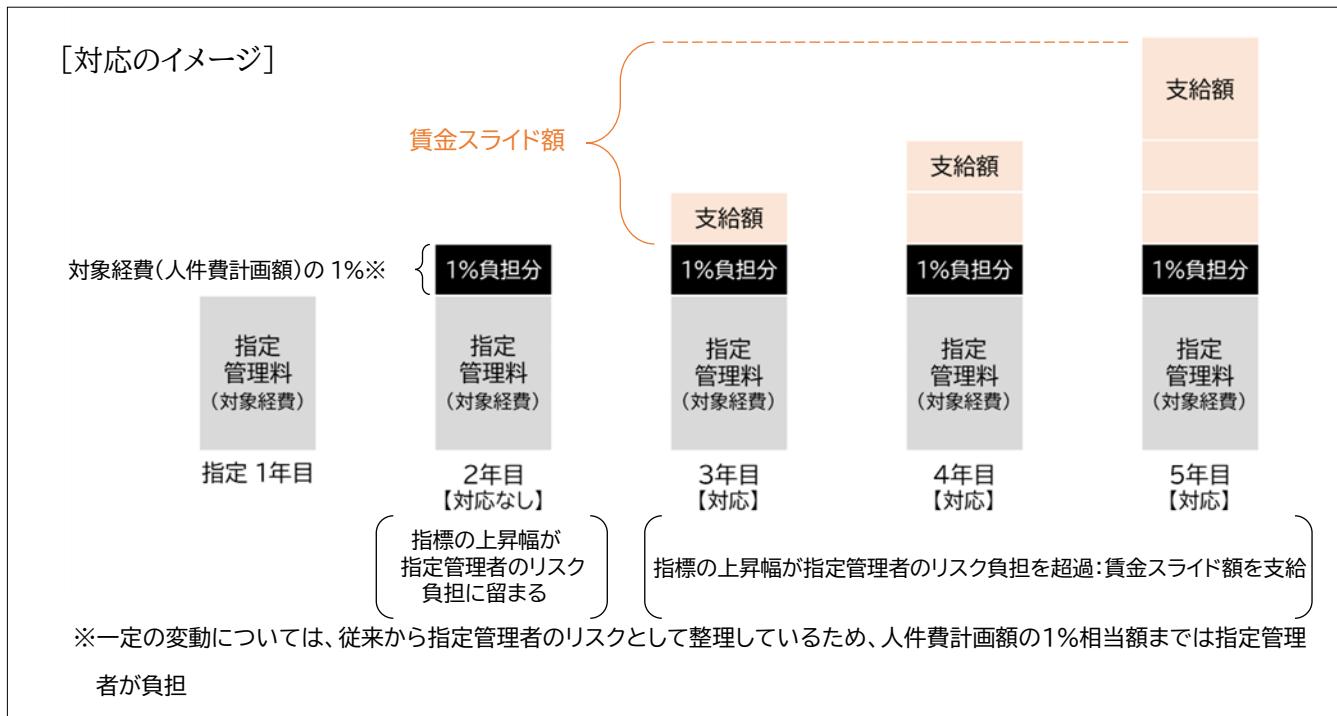
官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずること。

第1章 賃金スライド制度の概要

1 制度の概要

指定期間2年目以降の指定管理者の人事費について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額(賃金スライド額)を算出し、一定以上の変動が見られた場合に、翌年度の指定管理料において、それに対応した増減を反映する。

※社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金水準が下がった場合には、指定管理料を減額する。



2 対象施設

原則、指定管理者制度を導入している全施設に導入する。

※PFI法に基づく指定管理施設など、個別の事業契約等に基づき、本制度と類似の制度を実施している施設は対象外とする。

3 導入時期等

- ・令和6年度更新施設(令和7年度から次期指定期間が始まる施設)から導入し、以後、順次、指定期間の更新に合わせて導入する。
- ・指定期間2年目の指定管理料から適用する。(最初の適用は令和8年度の指定管理料。)

※初年度の指定管理料は、選定時に既に見込まれているものとして、適用しない。

4 対象者

指定管理者から直接雇用され、直接業務に従事する職員を対象とする。

※指定管理者からの再委託先の人事費や、人材派遣委託による職員、本社に勤務する職員は対象に含まない。

5 対象経費

指定管理者が指定に係る申請時(応募時)に計画した人件費(労働基準法第11条に規定される賃金。自主事業に係る経費を除く。)のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費(給与・賃金、賞与等)を対象とする。

[参考]労働基準法(抜粋)

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

(対象となる例) 給与 賃金、賞与(期末 勤勉手当)、社会保険料 等

(対象外となる例) 通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金 等

※各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容や取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて適切に分類するものとする。

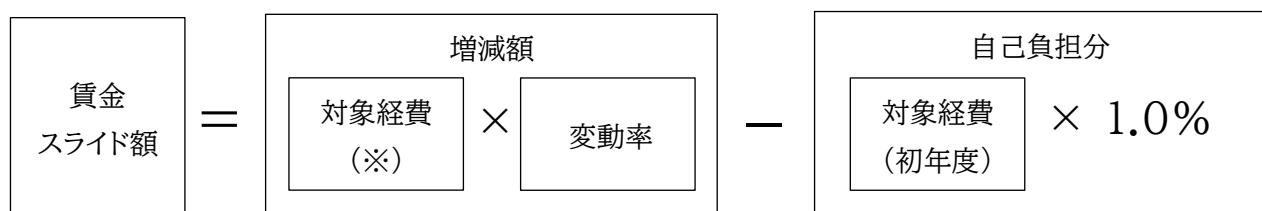
6 適用する指標等

毎年度、対象経費に、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した以下の「変動率」を乗じて増減額を算出し、この増減額から、指定管理初年度の対象経費に「1.0%」を乗じた自己負担分を差し引いた金額を賃金スライド額とし、次年度の指定管理料において、それに対応した増減を行う。

雇用形態	適用する指標(変動率)
正規職員相当 (契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間雇用されている者で、フルタイムで従事する者)	民間給与実態調査(滋賀県人事委員会) →当該年度に公表された「職員の給与等に関する報告および勧告」における「民間の給与(月例給)」×(「12か月分」+「特別給の年間支給割合」)を前年度の同式と比較して得た変動率を適用
臨時職員相当 (パート、アルバイト等の正規職員相当以外の者)	滋賀県最低賃金(滋賀労働局) →当該年度に公表された最低賃金の額を前年度と比較して得た変動率を適用

※施設の性質や指定管理者の組織体制によって、被雇用者の勤務形態は異なり、一律的な区分は困難であるため、上記の表の雇用形態例を参考に、実情等に応じて適切に判断するものとする。

[イメージ図]



(※)【例】指定期間2年目…初年度。 指定期間3年目…初年度×2年目の変動率。

[算出例] 対象経費(初年度):10,000,000 円、指定期間中の変動率:毎年 0.50%増の場合

対象経費(初年度)		自己負担1.0%			
	10,000,000 円	→	100,000 円	10,100,000 円までは指定管理者の自己負担	
(単位:円)					
	1年目 (基礎額)	2年目	3年目	4年目	5年目
対象経費 (対象人件費等計算書(様式1)より)	10,000,000	—	—	—	—
変動率 (小数点第三位で四捨五入)		0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
対象経費① (変動率を乗じた額)		10,050,000	10,100,250	10,150,751	10,201,505
自己負担上限額②		10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000
自己負担差引額 (①-②)		▲50,000	250	50,751	101,505
賃金スライド額(累計) (消費税および地方消費税の額含む。)		0	275	55,826	111,655
賃金スライド額(单年度) (消費税および地方消費税の額含む。)		0	275	55,551	55,829

7 主な手続

- (1) 申請者は、指定に係る申請時(応募時)に、対象となる人件費等を記した「対象人件費等計算書(様式1)」を提出する(非公募の場合も同様)。
なお、候補者に選定された団体の対象人件費等計算書は、以後の各年度における賃金スライド額算定の基礎資料となるため、提出後の対象人件費等計算書の変更は、原則認めない。
- (2) 施設所管部署は、雇用形態別の適用指標の公表を受け、変動率および変動率を用いて算出した次年度の賃金スライド額を指定管理者へ提示(様式2)する。
- (3) 指定管理者は、施設所管部署から提示された賃金スライド額が増額となり、次年度の指定管理料に反映を希望する場合は、施設所管部署に申請書(様式3)を提出する。(賃金スライド額が減額となった場合は、次年度の予算要求に反映されることから、指定管理者からの申請は不要。)
- (4) 指定管理者より申請があった場合、施設所管部署は、速やかに賃金スライド額に係る経費を次年度の予算要求に反映する。
- (5) 予算の議決後、施設所管部署は、確定した賃金スライド額を含めた指定管理料を年度協定に記載し、支払計画に基づき支払う。

第2章 賃金スライド制度の運用

1 運用スケジュール

	時期	概要	施設所管部署	申請団体(指定管理者)
指定期間 開始前	～7月	指定管理料の積算 募集要項等の作成	①募集要項に賃金スライド制度 に関する事項を記載、対象人 件費等計算書の徴取	
	8月	公募等		
	9月～10月	選定委員会(候補者の選定)		②対象人件費等計算書 (様式1)の提出
	11月～12月	議会	指定議決・債務負担行為の設定	
	1月	告示	指定の告示	
	2月～3月	見積徴取～基本協定の締結	③基本協定に賃金スライド制度 に関する事項を記載	
指定期間 中	4月	年度協定の締結		
	10月	民間給与実態調査 最低賃金等の公表	④公表を受け、指定管理者へ賃 金スライド額を提示(様式2)	賃金スライド額を希望す る場合は、申請書(様式 3)を提出(増額の場合) 減額の場合は、申請不要
	11月～1月	⑤次年度の当初予算編成		
	2月～3月	議会	次年度の事業計画確認 予算の議決(指定管理料確定)	次年度の事業計画提出
	4月	年度協定の締結	⑥賃金スライド額を含めた指定管理料の記載	
2年目	4月以降	賃金スライド額を含めた 指定管理料の支払	年度協定に定める支払計画に基づき、賃金スライド額を含 めた指定管理料を分割して支払う。	
	(1年目と同じ流れ)			
	(3月以降)	事業報告書の提出	事業報告書等の確認	

2 その他

(1)指定期間中に対象人件費等計算書の記載内容に変更が生じる場合

- ①突発的な職員の欠員や、臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担とする。
- ②市側の事情により、指定期間中の管理面積の増加等、管理運営業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更(軽微な変更を除く)が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合、市との協議により対象人件費等計算書の記載内容を変更することができるものとする。

(2)指定期間の始期が4月1日以外の場合

- ①10月1日より前に指定期間が開始する場合は、次年度から賃金スライド制度を適用する。
- ②10月1日以降に指定期間が開始する場合または(1)②の理由による場合は、次々年度から賃金スライド制度を適用する。

(3)賃金スライド額の取扱いについて

賃金スライド額については、賃金スライド制度の主旨を踏まえ、原則として人件費に充てることとするが、指定管理者制度においては、組織運営を含む管理運営について指定管理者の創意工夫を生かし、効率的かつ効果的に実施されることが求められているため、職員への支払時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとする。

[運用スケジュールの詳細]

- ①施設所管部署は、指定管理者の募集に当たり、募集要項に賃金スライド制度に関する事項を記載し、申請団体に、これまでの申請書類に加え、「対象人件費等計算書(様式1)」を提出させる(非公募の場合も同様)。

募集要項(記載例)

賃金水準の変動への対応

指定管理に係る各年度の人件費(自主事業に係る経費を除く。以下同じ。)について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の人件費をスライドできる制度を導入しています。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映されます(変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映されます。)。また、その際、初年度の人件費の増減1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります(以下の仕組みを「賃金スライド制度」という。)。

申請団体については、「対象人件費等計算書」に必要事項を記入の上、公の施設の指定管理者指定申請書に併せて提出してください。

また、指定管理者として指定された後、実際に賃金スライド制度に基づく増額を希望する場合は、別途申請書が必要となりますので御留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、市ホームページの「草津市指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」を参照してください。

- ②申請団体は、対象人件費等計算書を含む申請書を施設所管部署に提出する。提出した対象人件費等計算書については、草津市指定管理者選定評価委員会において審査される。

- ③施設所管部署は、指定管理者との基本協定締結に当たり、基本協定(リスク分担含む。)に賃金スライド制度に関する事項を記載する。

基本協定(記載例)

(賃金水準の変動への対応)

第〇条 発注者は、指定期間中の賃金水準の変動に応じて人件費(自主事業に係る経費を除く。)を増減し、各年度の指定管理料を支払うものとする(変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映するものとする。)。また、その際、初年度の人件費(自主事業に係る経費を除く。)の増減1.0%分までの金額は、受注者の負担とする。

2 賃金水準の変動に伴う人件費の増減は、次年度の指定管理料に反映するものであり、当該年度に係る変動分は受注者の負担とする。

3 あらかじめ指定管理者から提出された対象人件費等計算書に記載のない年度途中および指定期間の途中における職員配置の変動等に伴う対象人件費の変更については、原則として指定管理者の負担とする。ただし、発注者の事情により、指定期間中に管理運営業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更(軽微な変更を除く。)が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合、発注者受注者協議して定めるものとする。

リスク分担(記載例)

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価・賃金変動	物価変動に伴う経費の変動		○
	賃金水準の大幅な変動に伴う人件費の増加	○	

- ④ 経営戦略課は、雇用形態別の適用指標の公表時期に合わせ、変動率を算出し、施設所管部署に通知する。施設所管部署は、指定管理者から提出された対象人件費等計算書に基づき、当該年度の変動率により算出された賃金スライド額を指定管理者に提示(様式2-1)する(経営戦略課、財政課合議)。(賃金スライド額が0円となった場合は、増減なしの通知(様式2-2)を、マイナスとなった場合は減額の通知(様式2-3)を行う。)



施設所管部署は、様式2の通知後、2週間程度を目途に、指定管理者から申請書(様式3)を徴収し、速やかに次年度の予算要求に反映する。(賃金スライドを希望しない場合や、期限までに指定管理者から賃金スライド額の申請書の提出がない場合は、指定管理者の最終的な意向を確認すること。)

- ⑤ 次年度の当初予算編成に当たり、賃金スライド制度に係る経費については、債務負担行為を設定しない。

※単年度ごとの対応であり、次年度以降の賃金水準が下がる可能性もあるため。

- ⑥ 施設所管部署は、事業計画書・収支予算書等の内容等を踏まえ、年度協定書を締結する。

年度協定(記載例)

(指定管理料)

<指定期間初年度の場合>

{ 第〇条 指定管理料は、金〇〇〇〇〇〇円(うち消費税および地方消費税の額〇〇〇〇〇円)とする。 }

<指定期間2年目以降で賃金スライド額が増額の場合もしくは増減なしの場合>

{ 第〇条 指定管理料は、金〇〇〇〇〇〇円(うち消費税および地方消費税の額〇〇〇〇〇円)とし、賃金スライド額〇〇〇〇円を含むものとする。 }

<指定期間2年目以降で賃金スライド額が減額の場合>

{ 第〇条 指定管理料は、金〇〇〇〇〇〇円(うち消費税および地方消費税の額〇〇〇〇〇円)とし、賃金スライド額〇〇〇〇円を減額した金額とする。 }

2 発注者は、前項の指定管理料を、ごとに受注者の請求に基づき支払うものとする。

3 災害その他公益上の理由による閉館、事業の中止等により、不用額が発生した場合については、精算し、当初の指定管理料から減額するものとする。

対象人件費等計算書

施設名:

団体名:

賃金スライド制度に基づく対象経費について、以下のとおり報告します。

配置人数および対象人件費

◆正規職員相当

(単位:円)

	<input type="radio"/> 年度 (基礎額)	<input type="radio"/> +1年度	<input type="radio"/> +2年度	<input type="radio"/> +3年度	<input type="radio"/> +4年度
配置人数					
対象人件費 (消費税および地方消費税相当額 を除く。)					
<u>対象としている</u> 人件費の種別	(例)給料、管理職手当、超過勤務手当、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料				
<u>対象外としている</u> 人件費の種別	(例)役員報酬、通勤手当、宿直手当				

◆臨時職員相当

(単位:円)

	<input type="radio"/> 年度 (基礎額)	<input type="radio"/> +1年度	<input type="radio"/> +2年度	<input type="radio"/> +3年度	<input type="radio"/> +4年度
配置人数					
対象人件費 (消費税および地方消費税相当額 を除く。)					
<u>対象としている</u> 人件費の種別	(例)給料、管理職手当、超過勤務手当、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料				
<u>対象外としている</u> 人件費の種別	(例)役員報酬、通勤手当、宿直手当				

※対象経費

- …指定管理者が指定に係る申請時に計画した人件費(労働基準法第11条に規定される賃金。自主事業に係る経費を除く。)のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費(給与・賃金、賞与等)を対象とする。
- (対象となる例) 給与、賃金、賞与(期末・勤勉手当)、社会保険料 等
- (対象外となる例) 通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金 等

様式2-1(増額)

草 発 第 号
令 和 年 月 日

(団体名) 様

草津市長

賃金スライド制度による令和〇年+1年度の指定管理料の賃金スライド額について(提示)
賃金スライド制度における変動率を踏まえた令和〇年度+1年度の指定管理料について、下記のとおり
賃金スライド額を提示します。賃金スライド額を希望する場合は、期限までに回答をお願いします。
なお、最終的な指定管理料については、令和〇+1年予算の議決後、予算の範囲内で決定します。

記

1 指定管理施設名

2 賃金水準(令和〇年度から令和〇+1年度)の変動率

雇用形態	変動率
正規職員相当	〇%
臨時職員相当	〇%

3 令和〇+1年度の賃金スライド額(消費税および地方消費税の額含む。)

円

4 参考:これまでの賃金スライド額

令和 年度: 円

令和 年度: 円

:

合計: 円

5 申請の有無等の回答期限

年 月 日()

担当部署	
担当者	
連絡先	

様式2-2(増減なし)

草 発 第 号
令 和 年 月 日

(団体名) 様

草津市長

賃金スライド制度による令和〇年+1年度の指定管理料の賃金スライド額について(通知)

賃金スライド制度に基づき算定したところ、令和〇年+1年度の指定管理料につきましては、下記のとおり増減が生じませんでしたので、通知します。

記

1 指定管理施設名

2 賃金水準(令和〇年度から令和〇+1年度)の変動率

雇用形態	変動率
正規職員相当	〇%
臨時職員相当	〇%

3 令和〇+1年度の賃金スライド額(消費税および地方消費税の額含む。)

0 円

4 参考:これまでの賃金スライド額

令和 年度: 円

令和 年度: 円

:

合計: 円

担当部署	
担当者	
連絡先	

様式2-3(減額)

草 発 第 号
令 和 年 月 日

(団体名) 様

草津市長

賃金スライド制度による令和〇年+1年度の指定管理料の賃金スライド額について(通知)

賃金スライド制度における変動率を踏まえた令和〇年度+1年度の指定管理料について、下記のとおり
賃金スライド額を通知します。

記

1 指定管理施設名

2 賃金水準(令和〇年度から令和〇+1年度)の変動率

雇用形態	変動率
正規職員相当	〇%
臨時職員相当	〇%

3 令和〇+1年度の賃金スライド額(消費税および地方消費税の額含む。)

▲ 円

4 参考:これまでの賃金スライド額

令和 年度: 円

令和 年度: 円

⋮

合計: 円

担当部署	
担当者	
連絡先	

年 月 日

草津市長 宛て

(団体名) 印

賃金スライド制度による令和〇年+1年度の指定管理料の賃金スライド額について(申請)

賃金スライド制度における変動率を踏まえた令和〇年度+1年度の指定管理料について、下記のとおり
賃金スライド額を申請します。

なお、年間事業計画書等の作成に当たりましては、適切に反映します。

記

1 指定管理施設名

2 令和〇+1年度の賃金スライド申請額(消費税および地方消費税の額含む。)

円